

2017 年 期 実務補習所 考査問題

【公認会計士の業務に関する法規 及び職業倫理】

<注意>

この問題は、実務補習機関一般財団法人会計教育研修機構に設置されている各実務補習所において実施された考査の問題をまとめたものです。
当機構に無断で、問題を複製・転載し使用することを一切禁じます。
また、問題に関するお問い合わせには応じられません。



Japan Foundation for Accounting Education & Learning

<職業倫理・職業倫理（精神的独立性）>

問 空欄①～⑭に当てはまる語句を、以下の語群ア～ネから選び、選んだカタカナを答えなさい。

1. 公認会計士法の職業倫理に関する規定について

公認会計士法第二十四条によると、会員と被監査会社との間に（ ① ）がある場合、監査証明業務の提供は禁止される。（ ① ）には、例えば以下のようなものがある。

- ・会員又は配偶者が、監査関係期間内（監査対象事業年度の開始の日からその終了後3月を経過する日までの期間）に依頼人の役員等であること
- ・会員又はその配偶者が、依頼人の株主、出資者、債権者又は債務者であること（ただし、債権債務が100万円未満である場合や、（ ② ）である場合を除く。なお、（ ② ）には、例えば預金口座の保有、保険商品の購入などがある。）。

2. 倫理規則における、公認会計士や監査法人が専門業務を実施する際に遵守しなければならない5項目の基本原則について

- ・（ ③ ）性の原則
- ・公正性の原則
- ・職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則
- ・（ ④ ）の原則
- ・職業的専門家としての行動の原則

3. 「独立性に関する指針」における独立性の基本的な内容について

独立性とは、監査人が、監査業務の依頼人から、独立した第三者の立場でいることとされている。ここで、監査人の範囲としては監査業務チームメンバー本人だけでなく、その（ ⑤ ）も含まれる。監査業務の依頼人としては、直接的な被監査会社のみならず、その（ ⑥ ）も含まれることに留意が必要である。そして、独立した第三者の立場を保持するためには、精神的独立性だけでなく（ ⑦ ）を保持する必要がある。

4. 「独立性に関する指針」における、独立性に対する5つの阻害要因について

- ・自己利益
- ・（ ⑧ ）
- ・擁護
- ・馴れ合い
- ・不当なプレッシャーを受ける脅威

5. 「独立性に関する指針」における、概念的枠組みアプローチについて

会員は、独立した立場を保持するために、概念的枠組みアプローチを適用しなければならない。例えば、監査業務チームの構成員の近親者が監査業務の依頼人の株式を保有していたため、概念的枠組みアプローチの考え方を適用した場合、以下のような対応を取るようになる。

（ ⑨ ）の（ ⑩ ）を評価し、必要に応じて（ ⑪ ）を適用して、（ ⑨ ）を除去するか、又はその（ ⑩ ）を（ ⑫ ）軽減しなければならない。（ ⑪ ）には、例えば、次のものが挙げられる。

- （ア）できる限り早い時期に、近親者が金銭的利益を（ ⑬ ）処分すること
- （イ）他の会員が、監査業務チームの当該構成員が行った業務を（ ⑭ ）すること。
- （ウ）当該構成員を監査業務チームから外すこと。

【語群】

ア： 著しい利害関係	イ： 独立性規則に抵触する要因	ウ： 特別の経済的利益供与	エ： 特別の事情を有する債権又は債務
オ： 正確	カ： 誠実	キ： 基本原則の遵守	ク： 一般的な取引
ケ： 会員相互間の行為	コ： 家族等	サ： 子会社等	シ： 関連企業等
ス： 利益相反	セ： 自己レビュー	ソ： セーフガード	タ： 外観的独立性
チ： 許容不可能な水準にまで	ツ： 阻害要因	テ： 全て	ト： 許容可能な水準にまで
ナ： 重要性の程度	ニ： 守秘義務	ヌ： 除去	ネ： 検証

問 あなたは監査法人に勤務する職員で、今回初めてA銀行という依頼人の監査チームに配属されることになった。監査業務への関与前に、独立性のチェックを行ったところ、以下の事項が判明した。

以下の場合、公認会計士法の観点から監査業務を提供できるかどうか、解答用紙に従い当てはまる方に○を付し、また、その理由を記載しなさい。

1. あなたの配偶者はA銀行の財務・経理部に勤務していたが、退職後既に半年が経過している。
2. あなたは、昨年A銀行から多額の住宅ローンを借りている。なお、住宅は抵当に付されており、住宅ローンは通常の貸出手続及び条件によって行われている。

問 倫理規則等に違反した場合にどのような影響があるか、簡単に2つ述べなさい。
なお、解答は最大1行で記載すること。

問 公認会計士法第1条に規定する公認会計士の使命と職責について、下記①～⑩の空欄を埋めなさい。

(公認会計士の使命)

第1条

公認会計士は、(①)の専門家として、(②)において、財務諸表その他の財務に関する(③)を確保することにより、会社等の公正な事業活動、(④)等を図り、もって(⑤)に寄与することを使命とする。

(公認会計士の職責)

第1条の2

公認会計士は、常に(⑥)を保持し、その(⑦)及び(⑧)の修得に努め、(②)において(⑨)かつ(⑩)にその業務を行わなければならない。

問 倫理規則に定める、公認会計士や監査法人が専門業務を遂行するに際し遵守すべき5つの基本原則を示しなさい。

問 以下の①～③は、公認会計士法第24条に定められている「著しい利害関係」について説明した文章です。適切と考えられるものには○を、不適切と考えられるものには×を解答欄の所定の箇所に記入しなさい。

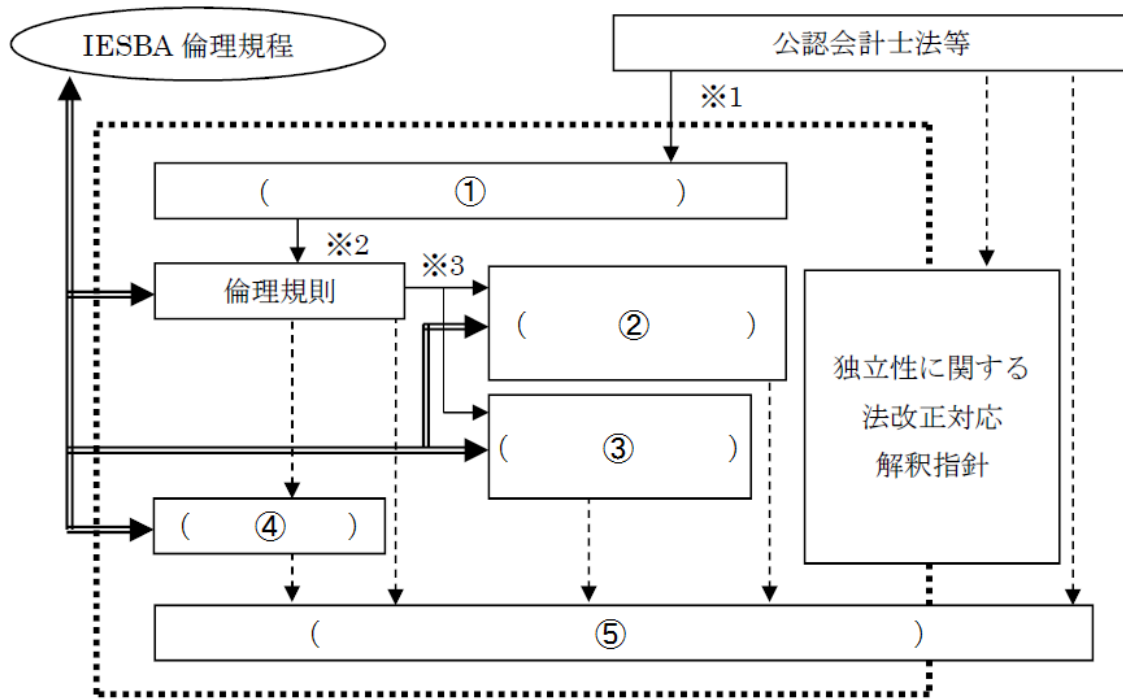
- ① 公認会計士が、被監査会社等の親会社等又は子会社等の使用人である場合は著しい利害関係に該当する。
- ② 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から無償又は通常取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供その他の特別の経済上の利益の供与を受けている場合は著しい利害関係に該当する。
- ③ 公認会計士又はその配偶者が、被監査会社等から税理士業務その他公認会計士法第2条第1項及び第2項の業務以外により継続的な報酬を受けていても著しい利害関係には該当しない。

問 公認会計士法は、公認会計士又は監査法人が公認会計士法第2条第2項の業務（非監査業務）のうち一定のものを行っていることにより継続的な報酬を受けている場合には、当該大会社等の財務書類について同条第1項の業務を行ってはならない（同時提供業務の禁止）としています。同時提供が禁止される非監査証明業務を3つ挙げなさい。

問 公認会計士法上の具体的な規制について以下の問いに答えなさい。

- ① 公認会計士法上の大会社等の監査に関して適用される、公認会計士及び監査法人の業務執行社員のローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。
- ② 大規模監査法人の筆頭業務執行社員に適用されるローテーションルールについて、簡潔に説明しなさい。

問 倫理規則の規範体系について、倫理規則の別表の下記①～⑤の空欄を埋めなさい。



⇔ 対応関係

-----> 解説及び解釈

————> ※1 公認会計士法第46条の3において、会員は、協会の会則を守らなければならないと定められている。

————> ※2 会則第45条において、会員及び準会員は、本会の会則及び規則を守らなければならないと定められている。

————> ※3 倫理規則第13条において、「 ② 」に従って独立性の保持を判断しなければならないと定められている。また、同第19条及び第35条において、「 ③ 」に従って利益相反を回避しなければならないと定められている。

問 独立性を阻害する要因には、①自己利益②自己レビュー③擁護④馴れ合い⑤不当なプレッシャーを受ける脅威の5つがある。それぞれの説明に対応する記号を答えなさい。

- (イ) 会員が、専門業務の実施上、客観性が損なわれるほど、依頼人又は所属する組織の立場を擁護すること
- (ロ) 金銭的その他の利害を有していることにより、会員の判断又は行動に不当な影響を与える可能性があること
- (ハ) 会員が、依頼人又は雇用主と長期又は密接な関係を持ち、会員がそれらの者の利益に過度にとらわれること、若しくはそれらの者の業務を安易に受け入れること
- (ニ) 会員が専門業務を行うに当たって、会員自身又は所属する会計事務所等が過去に行った判断や業務結果に依拠し、それらを適切に評価しない可能性が生じること
- (ホ) 現実に生じているプレッシャー又は潜在的なプレッシャーにより、会員が不当な影響を受け、公正に行動できなくなること

問 平成 27 年 12 月 22 日に金融庁は、大手上場企業の財務諸表監査に関して、担当していた監査法人及び公認会計士 7 名に対し、懲戒処分を行った。この懲戒処分を受け、日本公認会計士協会は同日付で会長声明「公認会計士監査の信頼回復に向けて」を公表し、さらには平成 28 年 1 月 27 日付で会長通牒「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」（以下、「会長通牒」という。）を公表した。

下記は後者である会長通牒の抜粋である。以下の空欄①～⑫に当てはまる適切な語句を答えなさい。なお、会長通牒は簡略化しており、【 】は作問者が補足したものである。

会長通牒

公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組

平成 28 年 1 月 27 日

日本公認会計士協会

会長 森 公高

監査人は、（ ① ）の健全な発展に寄与すべく、監査の実施に当たっては（ ② ）で臨まなければならない。昨今の度重なる会計不祥事は監査の信頼を揺るがすものであり、公認会計士監査の信頼回復のため、会員各位には下記の点について特に留意し、真摯に監査業務に取り組むことを強く要請する。

【下記の点の詳細説明については省略】

1. （ ③ ）に基づく監査
2. （ ④ ）としての懐疑心
3. 経営者による（ ⑤ ）を無効化するリスク
4. 会計上の（ ⑥ ）の監査
5. 監査チーム内の（ ⑦ ）
6. （ ⑧ ）
7. 監査（ ⑨ ）・期間の確保

監査人は強い態度で監査業務に臨むことが必要である。監査は（ ⑩ ）のために行われている点、すなわち被監査会社の（ ⑪ ）・（ ⑫ ）等、監査報告書の利用者のために行われている点を踏まえ、会計不祥事が繰り返されることのないよう、職業的懐疑心をもって監査を実施しているかを厳しく自問していただきたい。

以上

問 公認会計士は、業務遂行にあたり、企業の機密情報あるいは企業の保有する個人情報を入力する機会が多い。情報等の取り扱いには細心の注意を払う必要があるが、事務所貸与のパソコンや携帯電話を保有してクライアントへ往査する場合、どのような点に注意すべきか、簡潔に 4 つ挙げなさい。

問 公認会計士によるインサイダー取引は、日本公認会計士協会の規則違反として、協会による懲戒処分の対象となるが、処分の対象となる理由を簡潔に答えなさい。

問 あなたは上場クライアントの主査である。今年、会社は退職給付制度の一部終了、移行を決めたが、会社には退職給付会計を十分に理解している経理部員がいないため、主査であるあなたに、会計処理について問い合わせが来た。あなたは、会計処理を指導し、その通りに会社が会計処理、開示を行ったところ、決算発表後にその処理が誤っていることが判明した。あなたはどのように対処すべきだったか答えなさい。

問 次の文章の括弧に適切な語句を正確に記入しなさい。なお、同じ語句を用いることがある。

第8条 会員は、(①)を遵守するために、次の(②)アプローチを適用しなければならない。

- 一 (③)の遵守を阻害する要因を認識する。
 - 二 認識した阻害要因の(④)の程度を評価する。
 - 三 (⑤)の遵守を阻害する要因の重要性の程度が、許容できる水準ではないと評価された場合、(⑥)を適用して、阻害要因を除去するか、又はその(⑦)の程度を許容可能な水準にまで軽減しなければならない。
 - 四 阻害要因の重要性が余りに重大か、阻害要因に対し(⑧)を適用することができない場合、(⑨)を辞退するか、又は必要に応じて、依頼人との契約を解除するか、若しくは雇用主との関係を終了しなければならない。
- 2 会員は、(⑩)の遵守を損なう可能性がある状況又は関係を認識している場合、若しくは認識していることが(⑪)に見込まれる場合、(⑫)の遵守を阻害する要因の重要性の程度を評価しなければならない。当該阻害要因の重要性の程度を評価する際には、(⑬)要因と(⑭)要因の双方を考慮しなければならない。
- 3 会員は、(⑮)アプローチを適用するに当たっては、(⑯)としての判断を行使しなければならない。この判断に当たっては、事情に精通し、合理的な判断を行うことができる(⑰)が、その時点で会員が知り得る個別の事実と状況を全て考量し、(⑱)を適用することにより、阻害要因を除去するか、又はその重要性の程度を許容可能な水準にまで軽減でき、その結果、基本原則の遵守は損なわれまいと結論付ける可能性が高いかどうかを勘案しなければならない。
- 4 会員がこの規則並びに別に定める「(⑲)に関する指針」及び「(⑳)に関する指針」の規定に関する違反を認識した場合、会員は次の事項を評価しなければならない。
- 一 当該違反の重要性の程度
 - 二 基本原則を遵守できるかどうか。
- 5 会員は、当該違反の影響に対し、速やかに十分な対応策を講じなければならない。
- 6 会員は、当該会員と支配従属関係にある会社等が実施する専門業務においても、第1項から前項までの規定が適用されることに留意しなければならない。

(倫理規則第8条)

問 倫理規則では、職業倫理上の基本原則を5つ定めています。この基本原則の名称を記載し、それぞれその内容を説明しなさい。

問 問題2の基本原則の遵守を阻害する要因として、倫理規則注解においては、5つに分類されて記載されています。この阻害要因の名称をそれぞれ記載し、その内容を説明するとともに、それが起こりうるケースの例示について記載しなさい。

問 公認会計士にとって倫理規則が必要である理由について公認会計士の使命を踏まえて説明しなさい。

問 以下の説明のうち、適切と考えられるものには○を、不適切と考えられるものには×をつけなさい。

- ① 倫理規則等に違反した場合には、規制当局等から処分されることがある。
- ② 倫理規則等に違反した場合であっても、市場への影響を鑑み、監査報告書が無効(監査のやり直し)となることはない。
- ③ 独立性の規定を受ける範囲には、被監査会社は該当するが、その重要な関連会社は含まれない。
- ④ 倫理規則は、日本公認会計士協会会員だけでなく、準会員も遵守しなければならない。

問 倫理規則第13条注解11において定められている、精神的独立性と外観的独立性について、下記の①～⑥の空欄を埋めなさい。

倫理規則第13条注解11

精神的独立性及び外観的独立性とは、次のとおりである。

一 精神的独立性

職業的専門家としての判断を危うくする影響を受けることなく、結論を表明できる

(①) を保持し、(②) に行動し、(③) と職業的専門家としての(④) を堅持できること。

二 外観的独立性

事情に精通し、(⑤) な判断を行うことができる第三者が、すべての具体的な事実と状況を勘案し、会計事務所等又は監査業務チームや保証業務チームの構成員の(⑥) が堅持されていないと判断する状況にはないこと。

問 倫理規則第8条(概念的枠組みアプローチ)の注解6では、基本原則の遵守に対する阻害要因として、A.自己利益、B.自己レビュー、C.擁護、D.馴れ合い、E.不当なプレッシャーを受ける脅威を列挙しています。上記、A.～E.の各阻害要因の具体的な内容について、下記①～⑩から選択し番号を記載しなさい。

- ① 会計事務所等が、財務システムを設計又は導入した後に、システムの運用効果について、保証報告書を発行すること。
- ② 会員が、第三者との間に訴訟や紛争を抱えた監査業務の依頼人を擁護すること
- ③ 保証業務チームの構成員が、その依頼人との間に重要で密接なビジネス上の関係があること。
- ④ 保証業務チームの構成員が、依頼人に雇用され、業務の主題に重要な影響力を行使する職位にあるか又は最近までこれらの職位にあったものであること。
- ⑤ 会計事務所等が、監査業務の依頼人の株式の販売促進等を行うこと。
- ⑥ 会員が、社会通念上許容される範囲を超える贈答又は接待を依頼人から受けていること。
- ⑦ 会計事務所等が、監査業務の依頼人から特定の会計処理に同意しないならば、予定している非保証業務の契約を行わないと示唆されていること。
- ⑧ 保証業務の依頼人が買い手となる企業買収において、保証業務チームが企業価値算定業務を行うこと。
- ⑨ 保証業務チームの構成員が、その依頼人に対して直接的な金銭的利害関係を有していること。
- ⑩ 主要な担当者が、保証業務に長期間にわたり関与していること。

問 公認会計士による株式の内部者取引(インサイダー取引)は、日本公認会計士協会の規則違反として、協会による懲戒処分の対象となるが、なぜ処分の対象となるのか、その理由を簡潔に答えなさい。

問 あなたは、上場会社の会計監査において主査を担当する公認会計士である。当事業年度に、会社は退職給付制度の一部終了、移行を決めたが、会社には退職給付会計を十分に理解している経理部員がいなかったため、主査であるあなたに会計処理について問い合わせが来た。あなたは、自分で会計処理を調べ、会社に対して指導した後、監査チームのシニアのみに退職給付引当金の残高監査を担当させた。

その後、翌事業年度に入り、退職給付の一部終了、移行の処理が誤っていることが判明し、会社はマスコミへ、「訂正報告書提出の理由は、監査法人の誤った指導によるもの」と発表した。

以上の一連の出来事について、監査を実施する上で、問題であったと考えられる事項を2点あげ、公認会計士・監査チームとしてどう対応すべきであったか、簡潔に述べなさい。

問 上場企業等の不正事例に関して、会計監査を担当していた公認会計士は何が問題であったのか、不適切な会計処理を発見できていなかった場合と、不適切な会計処理を多少なりとも認識していた場合に分け、あなたの考えを簡潔に述べなさい。

問 以下の説明のうち、適切と考えられるものには解答欄に○を、不適切と考えられるものには×を記入しなさい。

- (1) 聖職者、医師、弁護士及び公認会計士は全てプロフェッションである。
- (2) プロフェッションの条件として、①倫理を保持し、②高度な専門的知識を有し、③クライアントの利益を最大化することが求められる。
- (3) 精神的独立性は、外観的独立性を具体的に支えるものとして要請される関係である。
- (4) 「職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則」は、倫理規則第 1 章総則にある基本原則の 1 つである。
- (5) 倫理規則には、会計事務所等所属の会員だけではなく、企業等所属の会員を対象とする規定も定められている。
- (6) ライブドア事件が発生した後、それをきっかけに監査基準委員会報告書 900「監査人の交代」が改正され、監査人の交代時の引継ぎの手續が厳格化された。

<監査事例研究>

問 監査基準について、以下の空欄①～⑦に当てはまる語句を答えなさい。

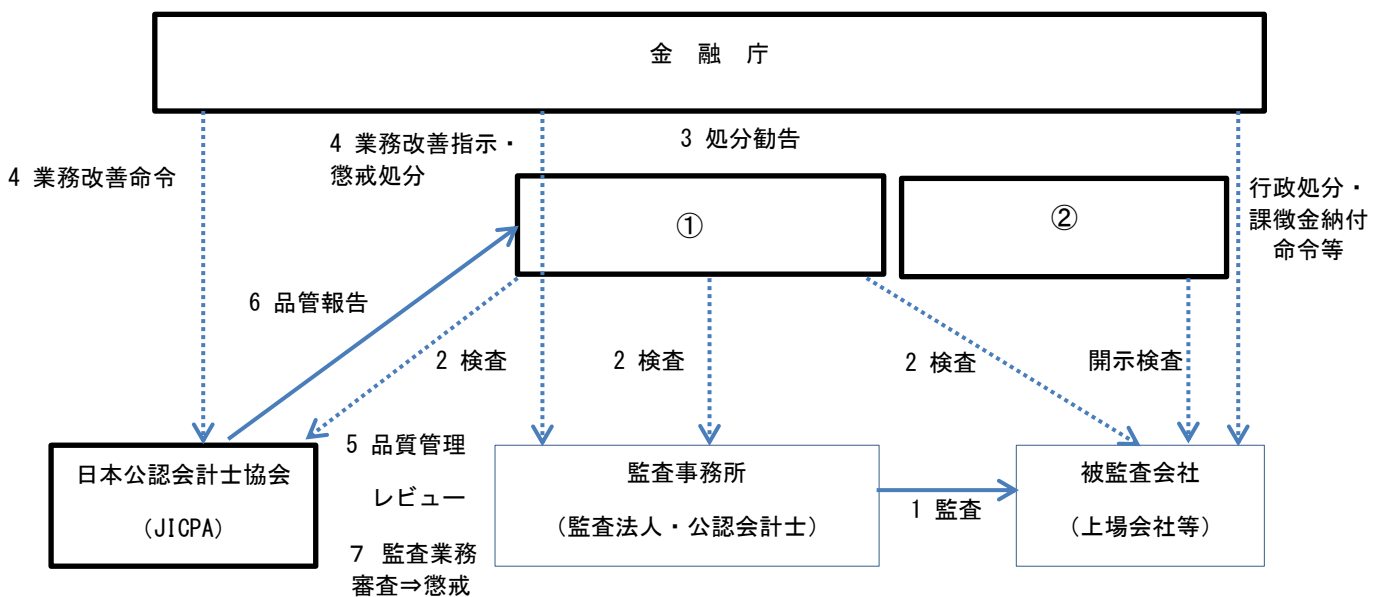
【監査の目的】

- 1 財務諸表の監査の目的は、財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。財務諸表の表示が適正である旨の監査人の意見は、財務諸表には、全体として、重要な虚偽の表示がないということについて、を得たとの監査人の判断を含んでいる。

【一般基準】

- 1 監査人は、として、その専門能力の向上と実務経験等から得られるに常に努めなければならない。
- 2 監査人は、監査を行うに当たって、常にを保持し、独立の立場を損なう利害や独立の立場に疑いを招く外観を有してはならない。
- 3 監査人は、としてのを払い、懐疑心を保持して監査を行わなければならない。
- 4 監査人は、財務諸表の利用者に対する不正な報告あるいはの隠蔽を目的とした、重要な虚偽の表示が、財務諸表に含まれる可能性を考慮しなければならない。また、違法行為が財務諸表に重要な影響を及ぼす場合があることにも留意しなければならない。
- 5 監査人は、監査計画及びこれに基づき実施した監査の内容並びに判断の過程及び結果を記録し、監査調書として保存しなければならない。
- 6 監査人は、自らの組織として、すべての監査が一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して適切に実施されるために必要な質の管理の方針と手続を定め、これらに従って監査が実施されていることを確かめなければならない。
- 7 監査人は、監査を行うに当たって、品質管理の方針と手続に従い、指揮命令の系統及び職務の分担を明らかにし、また、当該監査に従事する補助者に対しては適切な指示、指導及び監督を行わなければならない。
- 8 監査人は、業務上知り得た事項を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。

問 日本公認会計士協会の自主規制と金融庁の行政処分との関係について、以下の空欄①②に当てはまる文言を埋めなさい。なお、英語の略称で解答しても良い。



問 金融庁の行政処分について、以下の空欄①に当てはまる文言を埋めなさい。

公認会計士	監査法人
(懲戒) 戒告 2年以内の業務停止 ①	(懲戒) 戒告 業務改善命令 2年以内の業務停止 解散命令
(課徴金納付命令)	(課徴金納付命令)

問 監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）及び会長通牒平成28年第1号について、以下の問に答えなさい。

- 不正リスク対応基準に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、間違っている理由を書きなさい。
 - 不正リスク対応基準では、不正リスクの評価、評価した不正リスクに対応する監査手続の実施及び監査証拠の評価の各段階において、職業的懐疑心を発揮することを求めている。
 - 監査手続を実施した結果、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当するかどうかを判断する場合や、不正による重要な虚偽の表示の疑義に該当すると判断した場合には、職業的懐疑心を保持して監査手続を実施することを求めている。
 - 過去の経験に基づいて、経営者等は誠実であると認識していれば、職業的懐疑心を保持する必要性は軽減される。
- 会長通牒平成28年第1号「公認会計士監査の信頼回復に向けた監査業務への取組」に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、間違っている理由も書きなさい。
 - 財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示が生じるリスクは、過去に不正やその兆候があった企業に限定し、常に存在するという前提でリスク評価を行う。
 - 重要な虚偽表示リスクは監査計画時点でのみ検討を実施し、見直す必要性はない。
 - 内部統制の評価に当たっては、重要な虚偽表示リスクとの関連を常に意識し、統制目的が有効に達成されているか否かを確認する。そのためには、表面的な承認の有無の確認に終始することなく、運用評価手続の目的を十分理解した上で手続を実施する。

問 以下の事案における②③の監査人の対応について、追加すべき監査手続を答えなさい。なお、内部統制に関する追加手続の記述については不要とする。

	事案の内容	監査人の対応
①	会社は過去複数期間にわたり棚卸資産の架空計上、売上及び売掛金の過大計上により利益操作を行っていた。棚卸資産は年々増加傾向にある。	棚卸資産及び売上の実在性（発生）について、重要な虚偽表示を識別していた。
②	棚卸資産は自社の他、外部倉庫に預けており、外部倉庫業者を含む会社ぐるみで粉飾が行われ、証憑類も偽造されていた。	自社倉庫は年2回、2年～3年で全国の自社倉庫を一巡する棚卸立会を実施、一方、外部倉庫は立会や視察は未実施である。期末に全件確認状を発送し回収（会社が作成した在庫リスト添付、倉庫業者の社印を押印してもらう形式）、一致の回答率が高く監査上の異常とは考えなかった。会社への追加質問の実施はしていない。
③	架空の売掛金は小口に分割する手法で計上し、監査人に発見されないように隠蔽工作を行っていた。	売掛金の残高確認は每期一定額以上を基準としていたため、架空計上していた小口取引は確認の対象となっていなかった。

問 日本公認会計士協会の自主規制の取組について、以下の空欄①②に当てはまる数値を埋めなさい。

継続的専門研修（CPE）制度

公認会計士としての資質の維持・向上及び公認会計士の監査環境等の変化への適応を支援するために、協会では、会員に対して研修制度を義務付けており、この研修のことを継続的専門研修（CPE=Continuing Professional Education）という。

協会が開催する集合研修会への参加・自己学習・著書等執筆・研修会等講師を行うことにより、CPEの単位を取得することができ、当該事業年度を含む直前①事業年度で合計②単位以上のCPE単位を履修することとしている。なお、このCPE義務不履行者に対しては、氏名等の公示、会員権の停止及び金融庁長官への行政処分請求等の懲戒、監査業務の辞退勧告等の措置を行うことがある。

問 日本公認会計士協会の自主規制の取組について、以下の空欄①に当てはまる文言を埋めなさい。

監査業務審査・規律調査制度

会社のIR、監査ホットラインへの通報、新聞などで報道された問題等に係る個別の監査事案については、監査業務審査会が監査実施状況及び①の妥当性について審査を行い、改善が必要と認められた会員に対して、会長が勧告又は指示を行う。また、より深度ある調査が必要と認められた場合には、当該監査事案は規律調査会に回付される。規律調査会では、監査業務審査会から回付された監査事案、倫理に関わる事案及び協会の会則により付託される事案について、その法令、会則及び規則違反事実の有無及び懲戒処分の要否について調査及び審議し、懲戒処分が必要と認められた場合には綱紀審査会に審査要請を行う。

問 監査における不正リスク対応基準（以下「不正リスク対応基準」という。）及び、監査提言集（特別版）について、以下の問に答えなさい。

1. 不正リスク対応基準及び財務諸表監査における不正に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人は、監査計画の策定に当たり、入手した情報が不正リスク要因の存在を示しているかどうか検討し、それらを財務諸表全体及び財務諸表項目の不正リスクの識別及び評価において考慮しなければならない。監査人は、評価した不正リスクに応じた全般的な対応についてのみ監査計画を策定しなければならない。
 - (2) 不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況として、企業の記録と確認状の回答に説明のつかない重要な差異があることが挙げられる。
 - (3) 不正な財務報告による重要な虚偽表示リスクに関するリスク対応手続としても、特定の事業所の実地棚卸に予告なしに立ち会うことはしてはならない。
2. 監査提言集（特別版）「財務諸表監査における不正への対応」に関する以下の文章の内容が正しければ解答欄に○を、間違っていれば×を記入し、×を記入した場合には、その理由も書きなさい。
 - (1) 監査人には、監査計画及び期末監査の実施時点においてのみ職業的懐疑心を保持することが求められている。
 - (2) 過去に不正やその兆候があった企業については、不正による重要な虚偽表示が発生する可能性が存在するという点を常に意識する必要があるが、全ての企業に存在するという意識は不要である。
 - (3) 被監査会社の監査業務に長期的に関与しているメンバーは、通常、被監査会社のビジネスをよく理解していると思われるが、「理解している」との「思い込み」が職業的懐疑心を曇らせる場合もある。企業のビジネスモデルは常時変化している可能性があるため、思い込みを排して、新たな心持ちで毎期の監査に臨む必要がある。

問 以下の事案における②③の監査人の対応について、追加すべき監査手続を答えなさい。
 なお、内部統制に関する追加手続についての記述は不要とする。

	事案の内容	監査人の対応
①	経営者主導により売上の架空計上が行われた。B社からの大口工事案件に関して、正式受注未確定の状態です売上を計上し、その後受注は他社に決まったが、会社は監査人に対して受注は当社に確定している旨、説明していた。架空売上を偽装するため、仕入先へ外注額の手形を振り出していた。	売上の実在性（発生）について、重要な虚偽表示を識別していた。
②	経理部長は、監査人に対して、取引先との関係から確認状の未入手に関する問い合わせ・再発送は控えてほしいという要請、外部証憑（契約書、検収書等）は入手困難で対応が難しいと説明し、内部資料（竣工計画書、製造報告書等）を提出していた。下請業者からの証憑は共謀により偽装されていた。また、視察については、工事の特性上、馴染まないという理由で拒否をした。	B社へ確認状を発送したが、未回収だった。確認状の代替的手続として、経理部長の説明のまま、B社に対する追加の問い合わせ及び外部証憑の入手はせず、内部証憑のみを入手した。視察は実施しなかった。
③	経営者は、監査人からの追加の経営者ヒアリングには応じなかった。	経理部長からの説明をうのみにし、内部証憑の入手のみで監査計画の変更、追加の監査手続は実施しなかった。

以 上



Japan Foundation for Accounting Education & Learning